

【新設】(災害損失の額に含まれない費用の範囲)

12-2-4 災害損失の額には、けが人への見舞金、被災者への弔慰金等のように滅失又は損壊した資産に直接関連しない費用は含まれないことに留意する。

【解説】

1 本通達では、法人税法第 58 条《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用上、災害損失の額に含まれない費用の範囲について明らかにしている。

本通達の内容は、平成 23 年 4 月に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）」が制定された際に公表した法令解釈通達の内容を基本通達として整理したものである。

2 本制度における災害損失の額とは、次に掲げる損失の額の合計額とされている（法令 116 ①）。

イ 災害により当該資産が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴い当該資産の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少による当該資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含む。）

ロ 災害により当該資産が損壊し、又はその価値が減少した場合その他災害により当該資産を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から 1 年を経過した日（大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、3 年を経過した日）の前日までに支出する次に掲げる費用その他これらに類する費用に係る損失の額

（イ） 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

（ロ） 当該資産の原状回復のための修繕費

（ハ） 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

ハ 災害により当該資産につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該資産に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額

3 ところで、平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 28 年 4 月の熊本地震でもみられたように、法人が行う抛出は、滅失又は損壊した資産に係るものに限らず、災害という緊急性に鑑みてその抛出が行われ、人道的見地や社会的要請に基づいて行われるものも多く、けが人への見舞金や被災者への弔慰金等もその一つと考えられる。

この点、上記 2 のとおり、災害損失の額は、滅失又は損壊した資産に直接関連する費用が対象となるから、けが人への見舞金、被災者への弔慰金等のように滅失又は損壊した資産の帳簿価額を減額する要因とならない費用は含まれないことを留意的に明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 20-2-10）を定めている。